

浪速区人権啓発事業 この1年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、26名の大阪市人権啓発推進員(市内の概ね各小学校区単位に設置)があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間 5月

憲法週間(5月1日～7日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスター掲出をお願いするとともに区役所庁舎前へのぼりを掲出し広く人権の尊重を呼びかけました。

▶憲法週間ってナニ?

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」とし、誰もが保障されている「基本的人権」について、あらためて考える機会としています。



憲法週間
(5/1～5/7)って何なの?
毎年5月3日の憲法記念日を含む
5月1日から7日までの1週間が
「憲法週間」だよ。

私たちの基本的人権は、憲法で定められているんだ。
すべての人々に、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、
人間が人間らしく生きる権利、生まれながらに持つ権利があるんだよ。
人種や国籍、性別、社会的身分、年齢の違いで、差別してはいけないんだ。

でも、
憲法には
いろいろな
権利があるの。

- 平等権 (性別差別)
- 信教の自由
- 住居の権利
- 労働者の権利
- 外国籍者の権利
- 子どもの権利
- 障害者の権利
- 高齢者の権利

憲法週間を機会に、私たち誰もが憲法で保障されている「基本的人権」について、あらためて考えてみませんか?
人権に関するご相談は

大阪市人権啓発・相談センター
電話: 06-6532-7830
(受付: 9:00～21:00 | 日・夜: 9:00～19:30)

浪速区役所市民協議会(教育・学習支援)
電話: 06-6647-9743
(受付: 9:00～17:30)



人権を考える区民のつどい(区民のDVD上映会) 8月

令和3年8月16・18・23・29日の4日間にわたり、浪速区役所7階において複数の人権課題のテーマに関する作品を各回にわけて上映しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日はソーシャルディスタンスに配慮した座席配置を行い、参加者には検温や連絡先等の記入もお願いすることで感染対策を講じながら開催しました。




人権を考える区民のDVD上映会

いま知っておきたい「人権」のこと、一緒に考えてみませんか?
★【A】・【B】2つのパターンに分けて上映します★

パターンA	パターンB
【上映時間: 約80分】	【上映時間: 約60分】
・外傷性障害をめぐる問題 ・性的少数者をめぐる問題 ・障がいのある人をめぐる問題 ・災害時の人権問題 ・再犯問題	・インターネットによる人権侵害 ・子どもをめぐる問題 ・再犯問題 ・障がいのある人をめぐる問題

日時 8月16日(月) 14時00分～【A】
18日(水) 14時00分～【B】
23日(月) 14時00分～【A】
29日(日) 11時00分～【A】/14時00分～【B】

場所 浪速区役所 7階会議室(教養棟1-4-20)

定員 各回先着30名(参加費無料 申し込み不要)

※新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、次の点にご協力ください。
・マスク着用、手洗いや手指消毒など、感染予防対策を徹底してください。
・発熱や風邪等症状のある方は、入場を断りくださいます。
・感染リスクの低減のための、当日参加時に、連絡先個人情報を記入いただきます。

問合せ先 浪速区役所市民協議会(教育・学習支援)
電話: 06-6647-9743 ファックス: 06-6633-8270

人権週間 12月

人権週間(12月4日～10日)に合わせて、区役所庁舎内へのぼりの掲出、区役所1階区民ギャラリーにおいて、こどもの人権をテーマにパネル展示を行いました。



▶人権週間ってナニ?

昭和23年(1948年)12月10日、国連において世界の全ての人々と全ての国々とは達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択され、これを記念して12月10日が「人権デー」とされています。日本では昭和24年(1949年)から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を展開しています。